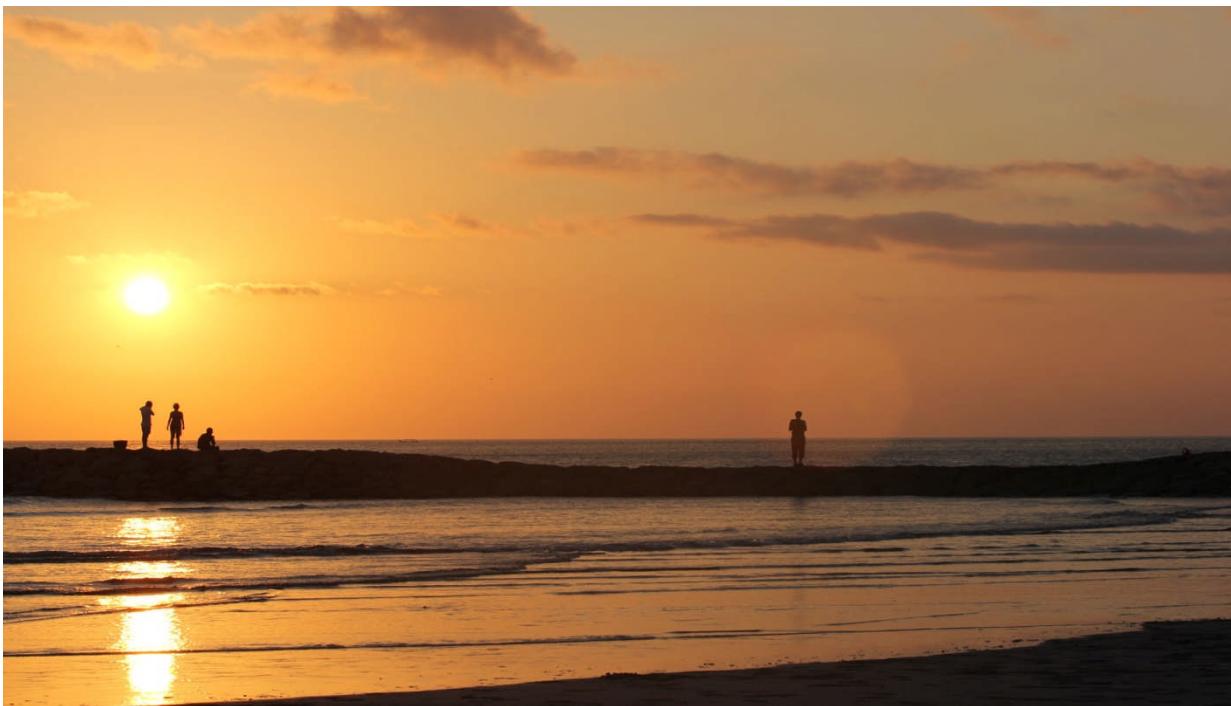


TaxFlash



貸倒償却 – 更なる実施細則

損金の額に算入できる貸倒損失に関する財務大臣規則 No. PMK-207/PMK.010/2015(以下、「PMK 第 207 号」)の公布に続き、国税総局(DGT)は貸倒損失の損金算入を申請するための要件のひとつに法的確実性をもたらす通達 No. SE-75/PJ/2015(以下「第 75 号」)を 2015 年 12 月 10 日付で公布しました。

第 75 号では、貸倒損失の損金算入の要件として、貸倒れ先一覧の税務番号の提出を規定しています。一方、PMK 第 207 号では、債務者一人当たりにつき 5,000 万ルピアを上限とする貸付については当該要件を満たす必要はないことが規定されています。第 75 号では、この税務番号提出義務に係る基準額の規則が、同通達の公布日以降、未解決の税務調査、異議申立、及び査定税額の誤りに対する修正/取消要求の処理手続に適用されることが規定されています。これは主に、債務者一人当たりにつき貸付金額の上限を 5,000 万ルピアとする貸付について税務 ID カードのコピーのみの提出を要求するインドネシア銀行規則に税務規則を一致させたものです。

政府規則 2011 年第 74 号下の複数条項に対する司法審査の実施

2014 年 6 月 30 日、最高裁判所は、インドネシア商工会議所(*Kamar Dagang dan Industri Indonesia/KADIN*)が政府規則 2011 年第 74 号下の複数条項の廃止を求めて提起した司法審査要求を認め、最高裁判決 No.73 P/HUM/2013(以下「最高裁判決第 73 号」)を公布しました。最高裁判決第 73 号は送达日である 2015 年 7 月 1 日から 90 日以内の適用を以って効力を生じました。

国税総局は、最高裁判決第 73 号の判決内容を履行するために、国税総局規則 No. SE-74/PJ/2015(国税総局規則第 74 号)を 2015 年 12 月 4 日に公布し、履行内容を明記するとともに以下の条項に関する手続の変更を規定しました。

a. 検証

最高裁判決第 73 号により政府規則第 74 号下の全ての条項が廃止され、結果として廃止された条項に関する全ての実施細則は無効となります。これらの変更は以下の措置に反映されています。

- 以下の規則の廃止または修正:

No.	財務大臣規則 (旧規則)	財務大臣規則 (新規則)	内容	現況
1.	146/PMK.03/2012 SE-48/PJ/2013	-	検証手続	廃止済み
2.	17/PMK.03/2013	184/PMK.03/2015	税務調査手続	修正済み
3.	73/PMK.03/2012 PER-20/PJ/2013 jo. PER-38/PJ/2013 SE-60/PJ/2013	182/PMK.03/2015	付加価値税課税対象事業者の事業活動、税務番号、課税対象条件及びその取消に係る登録期間および報告	廃止済み
4.	145/PMK.03/2012	183/PMK.03/2015	税務査定書および税務追徴書の発行手続	修正済み
5.	10/PMK.03/2013	187/PMK.03/2015	過払い税額の返還手続	廃止済み

上記の新しい財務大臣規則に関する詳細は、私たちのTaxFlash 2015年27号をご参照ください。

- 従来、検証を通じて実施してきた手続に対する変更の確認:

目的	検証に替わる手続
税務査定書の発行	納税者のコンプライアンス状況確認のための税務調査
税務当局の職権による税務番号の付与	
納税者の申請または税務当局の職権による税務番号の登録抹消	
税務当局の職権による付加価値税課税対象事業者ステータスの規定	その他の目的における税務調査
納税者の申請または税務当局の職権による付加価値税課税対象事業者ステータスの取消	
付加価値税課税対象事業者の確認	納税者の事業所存在確認のための調査
過払い税額の返還	納税額の正確性の調査

b. 司法審査が行われる場合の利息補償

財務大臣は最高裁判決第73号により生じた変更を反映させるため、利息補償に関する財務大臣規則No.226/PMK.03/2013を改正する財務大臣規則No.186/PMK.03/2015を公布しました。これにより、司法審査手続の有無を問わず、国税総局が控訴審判決を受理した場合、利息補償が今後認められます。

司法審査の結果、納税者に還付済みの利息補償の徴収が決定された場合、当該利息補償は司法審査における決定事項の履行に伴い再徴収されます。当該事項に関する詳細は、私どものTaxFlash 2015年27号をご参照ください。

c. 国税総則法第13条A下の税務査定書に関する異議申立て

財務大臣は最高裁判決第73号により生じた変更を反映させるため、異議申立て手続に関する財務大臣規則No.9/PMK.03/2013を改正する財務大臣規則No.202/PMK.03/2015(以下「PMK第202号」)を公布しました。これにより、国税総則法第13条A下の税務査定書の記載事項に対する異議申立ての提起が今後認められます。

d. 異議申立て決定の期限

最高裁判決第73号により政府規則第74号の第41条2項および3項が廃止されたことを受け、国税総局通知書(国税総則法第25条4項の規定に従い、納税者の異議申立てには応じないと記載された通知書)に対し納税者による訴訟が提起された場合、国税総局が納税者からの異議申立ての申請を受理してから決定を下すまでの期限である12ヶ月は、国税総局通知書が納税者に送付された日から、国税総局が税務裁判所より訴訟の決定を受領する日までの期間にわたり、先送りされることになります。これに関して、財務大臣はPMK第202号第4条aに上記の条項を盛り込みました。当該事項に関する詳細は、私どものTaxFlash 2015年31号をご参照ください。

e. 従来、税務裁判所に対する訴訟提起が認められなかった税務上の決定または査定事項

最高裁判決第73号により政府規則第74号の第37条が廃止されたことを受け、納税者は今後以下の決定または査定事項に対し訴訟を提起することができます。

1. 従来手続に従い発行された税務査定書の記載事項
2. 修正に関する決定
3. 従来手続に従い発行された異議申立て決定
4. 行政処分の軽減に関する決定
5. 行政処分の削除に関する決定
6. 査定税額の軽減に関する決定
7. 査定税額の取消に関する決定、及び
8. 司法審査に問われ最高裁判決で無効と判断された事前納税過払額還付(Advance Tax Overpayment Refund)に関する決定

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、PwC の御社担当者までお気軽にお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson
anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhung Phan
ay.tjhung.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh
felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com



www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.